(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字武之木五九一の一・五九一の六・字木浦五一二の九・五五一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市高崎町前田字坪山口一二八二の二〇・西臼杵郡日之影町大字七折字中島三五三七の一・三五三八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三五三七の二、三五三八の二、大字岩井川字小路四三三の一・四三五の一・四三五の三・四三五の四・字中の谷四五九の七・高千穂町大字河内字古城八七〇の一・八七一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字樅木尾六六〇の四二、六六〇の四四

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　保安林の所在場所　徳島県板野郡上板町泉谷字西縁口二三の三、二四の一二、二四の二七、二四の二九、二四の五八、二四の五九、吉野川市美郷字一野山一〇三、一一五、字大平一四七、一四九から一五三まで、一六五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町木綿麻山五の一、三好市池田町佐野池谷二六六五の一・二六六五の二・二六七二の一・二六七七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、阿波市市場町尾開字金清一七の一、一九の二、一九の三、二二の二、二四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及び上板町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県小豆郡小豆島町福田字竿ケ原乙一二〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、乙一二〇二の二、乙一二〇二の三、乙一二〇二の六、乙一二〇二の一三、乙一二〇二の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び小豆島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県田村市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県下北郡東通村大字田屋（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　電気通信設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県海部郡海陽町久尾字久尾一四七の一、一四八の二、一四八の二六、字坂本二二の六、字阿瀬川一二の一、字釜一から六まで、六の二から六の四まで、七から一〇まで、一三、字逆竹一一の一、一一の二、船津字北路一〇二の一四、一〇二の三七から一〇二の三九まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養